

資産除去債務の測定についての検討

——米国基準と日本基準の比較から——

生 島 和 樹

1. 問題提起

今日、機械や設備等を使用した後、除却や廃棄を行う際に、汚染等を除去して原状回復等が求められることがある。ある種の家電製品のように、除却時に要する支出を固定資産の購入時に予め支払う場合には、その支出額は確定した金額としてその固定資産の取得原価を構成するものと考えられる。しかし、将来の除却等の際に要する原状回復等のための支出が将来の時点でしか確定しない場合のその支出を行う義務は、資産除去債務と呼ばれ、いかに会計処理するかは、会計上の大きな課題となっている。資産除去債務の会計処理は、米国では財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）が公表する、会計基準コード化体系（Accounting Standards Codification: ASC）410「資産除却および環境保護の義務（Asset Retirement and Environmental Obligations）」において求められており、そこでは、2001年に公表された財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）第143号「資産除去債務に関する会計処理（Accounting for Asset Retirement Obligations）」（以下、SFAS143）を用いることが規定されている。そこで、以下では米国基準として、SFAS143の規定を取り上げることとする。また、日本では、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（以下、企業会計

基準第18号）において、その会計処理が規定されている。

資産除去債務を会計上の負債として認識するためには、法律上の義務の存在および合理的な金額の算定が必要とされる。認識については、現在の確定した義務の存在により、資産除去債務が他の会計事象から限定される点が、負債計上の要件として挙げられる。これは将来の行為が確定していることを要件とし、将来の支出について限定的に扱うことで、有形固定資産の取得時点において負債として認識されることを意味しており、事象の生起が確実であるという点で各基準間における相違はないといえる。

一方、測定については、各基準設定団体が公表する会計基準において、資産除去債務の市場による取引が観察されない場合に相違がみられる。SFAS143は、公正価値による測定を求めている。ここでは、負債の認識に対して一貫した測定を行うという目的（SFAS143、本基準書を発行する理由）のもと、採用されている測定技法だと考えられる。また、測定に用いられる割引率については、信用リスク調整後の利率を用いることが求められている。一方、企業会計基準第18号では、割引前の将来キャッシュ・フローは、合理的で説明可能な仮定および予測に基づく自己の支出見積りによるものと規定されている。割引率については、SFAS143と異なり、信用リスクを考慮しない無リスクの利率を用いるべきことが規定されている。したがっ

て、市場による取引が観察されない資産除去債務の測定について、SFAS143と企業会計基準第18号が異なる考え方を採用していることとなる。そこで資産除去債務の測定について、いかなる考え方が対立しているのかを明らかにすることは重要であると考えられる。

各基準における資産除去債務の測定については、市場における取引が観察されない場合には、当初認識時点で、フレッシュ・スタート法における現在価値が求められているが、その後の測定では利息法による配分が行われている。フレッシュ・スタート法は、各期末において、負債を再測定する方法である。他方、利息法による配分とは、各期末に負債を公正価値により再測定することではなく、時の経過およびキャッシュ・フローの見積額の改定から生じる負債の期間への変動を測定する方法である。資産除去債務を公正価値で表すことについて日米の基準間では異なる現状では、公正価値による測定を採用していてもその数値は意義が異なると思われる。しかしながら、当初認識における測定方法とその後の測定方法について、各基準が対象としている公正価値としての割引現在価値と資産除去債務の考え方との関連性が検討されていないように思われる。そこで本稿の検討課題は、こうした問題に対して、資産除去債務の当初認識時点における各基準の考え方を明らかにすること、および、その後の測定に用いられる公正価値の性格を明らかにすることであり、加えてそれらの検討から各基準の資産除去債務の考え方と測定方法に対する考え方との整合性を明らかにすることである。

2. 資産除去債務会計における測定の概要

(1) SFAS143における資産除去債務の測定

SFAS143によると、公正価値の合理的な見積りがされるならば、企業は資産除去債務の負債の公正価値を、それが発生した期間において財務諸表上に計上しなければならないとされる。資産除去債務が発生した期間において公正

価値の合理的な見積りがなされないならば、公正価値の合理的な見積りがなされる時に、負債は認識されなければならない(SFAS143, para. 3)。

合理的な見積りとは、公正価値により測定することである。資産除去債務の公正価値とは、自発的意志をもった当事者の間で行われる取引において、負債の弁済を行うことができる金額である。活発な市場における相場価格は公正価値の最善の証拠であり、入手可能であるなら、測定の基礎として使用される。もし、市場価格が入手可能でないならば、公正価値の見積りは利用可能な最もよい情報に基づくべきであり、その情報には、類似負債の価格と現在価値法の結果とが含まれる。

公正価値の測定における現在価値法は、財務会計概念基準書(Statement of Financial Accounting Concepts: SFAC)第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements)」(以下、SFAC7)によると、伝統的アプローチと期待キャッシュ・フロー・アプローチという2つの現在価値技法が論じられている。伝統的アプローチでは、ただ1組の見積キャッシュ・フローとただ1つの利子率が、公正価値の見積りに使われる。これに対して、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、生じうる結果の範囲を反映する多元的なキャッシュ・フローのシナリオにより公正価値を見積もるため、信用度調整済みであるリスクフリーの利子率が使われる。理論的には、いずれの現在価値技法も、公正価値測定に使用することが可能であるが、資産除去債務には、「通常は期待キャッシュ・フロー・アプローチが唯一の適切な技法になる」(SFAS143, para. 7)とされている¹⁾。

1) 資産除去債務は、支出の時期と金額の両方に不確実性があり、このような事象のもとでは、不確実性が利率の方に組み込まれる伝統的アプローチを適用するのは、不可能でないにしても、困難なことであると考えられる。

当初認識後の測定については、フレッシュ・スタート法と利息法による配分を要求するか否かを検討したとされる（SFAS143, para. B48）。また、自己の見積りを使用できるかについては、SFAS143, para. 9では、「その他の場合（市場参加者による情報を使用できる場合…筆者）には、企業は、自身の見積りを使用することができる」としているが、para. B37 から para. 41 にかけては、企業の見積りは公正価値と異なることを述べており、それらを公正価値の代替案とすることに反対をしている。

FRS は、当初認識後の測定には、フレッシュ・スタート法が利息法による配分より優ることに合意している。しかしながら、フレッシュ・スタート法による不安定な費用認識という不利性も認識しており、資産の取得原価に含められた資産除去債務相当額について、後の期間において公正価値により測定されないことを論拠として、資産除去債務に関する負債の当初認識後の測定には、利息法による配分を要求することを決定したとされる（SFAS143, para. B52）。

見積りの変更について利息法による配分では、法律等の変更、技術革新等により、見積りの前提に変化が生じた場合、適用すべき割引率の変更が求められる。新しい義務には現在の割引率を適用し、以前のキャッシュ・フローの見積りの変動には、これまで適用してきた割引率を使用することが一つの可能性としてあげられている（SFAS143, para. B54）。しかし、実務的な理由²⁾で、資産除去債務に関連する割引前キャッシュ・フローの上方修正については現在の信用リスク調整後のリスクフリー利率により割引引くべきとし、割引前キャッシュ・フローの下方修正は歴史的割引率により割引引くべきであると決定した。また、後の変動による修正

は、資産除去債務の金額の改善であるため、関連する資産の帳簿価額の修正をもたらすとされる。

以上のことから、測定における合理的な公正価値の算定は、SFAC7 による現在価値法が用いられる。認識された資産除去債務のうち、測定が行われれば負債として計上される。当初認識後の測定については、フレッシュ・スタート法を理論的には正しいとしているが、その後の測定には実務的な対応により利息法を採用している。それに対応する形で、見積りの修正時は利息法に準じた処理方法となっている。

(2) 企業会計基準第 18 号における資産除去債務の測定

企業会計基準第 18 号によると、資産除去債務に対する測定は、合理的な金額を見積もることである。しかし、市場が観察されない資産除去債務の場合、履行時期を予測することや、将来の除去費用を見積ることが困難であるため、合理的な金額を算定できない場合がある。このような場合は、当該債務の金額を合理的に見積ることができない旨の注記を行うことになる。ここにいる合理的な金額の算定とは、割引現在価値を意味しており、次の方法で算定される（企業会計基準第 18 号、第 6 項）。

〔(1) 割引前の将来キャッシュ・フローは、合理的で説明可能な仮定および予測に基づく自己の支出見積りによる。その見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額とする。将来キャッシュ・フローには、有形固定資産の除去に係る作業のために直接要する支出のほか、処分に至るまでの支出（例えば、保管や管理のための支出）も含める。

(2) 割引率は、貨幣の時間価値を反映したりスクフリーの税引前の利率とする。〕

割引前将来キャッシュ・フローについては、市場の評価を反映した金額によるという考え方

2) 新しい負債から生じるキャッシュ・フローの変動を、現存する負債の見積りの変更に帰属させる変動から区分することが困難であることを挙げている（SFAS 第 143 号、para. B51）。

表1 各基準における異同点

	SFAS143	企業会計基準第18号
当初認識時の見積り	合理的な公正価値の見積り。 現在価値法により算定。	合理的な公正価値の見積り。 現在価値法により算定。
当初認識時の割引率	信用リスク調整済みリスクフリーの利率。	信用リスクを反映させないリスクフリーの割引率。

と、自己の支出見積りによるという考え方があ
る。また、割引率についても、リスクフリーの
割引率が用いられる場合とリスクフリーの割引
率に信用リスクを調整したものが用いられる場
合が考えられる。

市場の評価を反映した方法とは、米国の公正
価値の見積手法である現在価値法における計算
方法と同じである。それに対して、自己の支出
見積りによる場合には、原状回復における過去
の実績や、有害物質等に汚染された有形固定資
産に関連する処理作業の標準的な料金の見積り
などを基礎とする方法である。自己の支出見積
りについては企業が自ら将来キャッシュ・フロ
ーを算定するため、市場の評価を反映した見
積りと比べると相違が発生する可能性があるが、
実務的には大きな相違とはならないことが多
いと考えられている（企業会計基準第18号、
第38項）。

以上のことから、企業会計基準第18号では、
将来における自己の支出見積りが合理的な測定
値と判断される場合、自己の支出見積りによる
算定も合理的な金額として扱われる。また、割
引率は、リスクフリーの割引率を用いるか、信
用リスクを反映させた割引率を用いるかとい
う点について、「割引前の将来キャッシュ・フロ
ーに信用リスクによる加算が含まれていない
以上、割引率もリスクフリーの割引率とするこ
とが整合的である」（企業会計基準第18号、第
40項）ことからリスクフリーの割引率を用い
て割引かれ、現在価値が求められる。

その後の測定については、時の経過による資
産除去債務の調整額として、期首における負債
の帳簿価額に負債計上時の割引率を乗じて算定

し、費用として処理を行う。当該利息費用につ
いては資産除去債務が付された資産の減価償却
費と同じ区分に計上される。

割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見
積りの変更が生じた場合、資産除去債務の帳簿
価額および関連する有形固定資産の帳簿価額に
加減して処理する。資産除去債務が法令の改正
等により新たに発生した場合も、見積りの変更
と同様に取り扱う（企業会計基準第18号、第
10項）。重要な見積りの変更が生じ、当該キャ
ッシュ・フローが増加する場合、その時点の割引
率を適用し、当該キャッシュ・フローが減少す
る場合には、資産除去債務計上時の割引率を適
用する（企業会計基準第18号、第11項）。

表1は、SFAS143と企業会計基準第18号に
おける、資産除去債務の測定の相違を表してい
る。

3. 当初認識時における資産除去債務の測定に ついての検討

資産除去債務の負債計上においては、認識が
できたとしても合理的に公正価値の算定ができ
なければ負債計上はできないため、測定は重要
なプロセスである。

このように負債の測定に重きを置く考え方は、
資産除去債務の性質によるところが大きい
と考えられる。資産除去債務は、一度稼動が行
われれば、当該稼動により発生した義務が不可
避の義務になる点が特徴であり、特別修繕費等
の類似の事象との大きな相違点として挙げるこ
とができる。資産除去債務は、将来の行為が確
定していることを要件とし、将来の支出につい
て限定的に扱うことで、有形固定資産の取得時

点において負債として計上されている。事象の生起が確実であるため、その事象に対する測定が重要となってくると考えられる。この考え方は基準間において相違はないにもかかわらず、測定においては異同点が存在している。したがって、資産除去債務の認識に沿った測定が行われているかを検討する。

(1) 自己の支出見積りについての検討

SFAS143では、前述したとおり負債の公正価値による測定から、負債の経済的な価値の把握を行っており、財務報告の目的を満たすという考え方に基づいているといえる。このことは、「資産除去債務は発生した時に認識され、負債として表示されることとなる。したがって、将来のキャッシュ・フロー、借入効果および流動性に関するより多くの情報が提供されることになる。また、公正価値による当初認識の測定は、負債に関して目的に適合した情報を提供することになる」（SFAS143、本基準書の変更はどのように財務報告を改善するか）としても述べられている。

また、FASBでは、掲げる5つの要素の包摂の程度の相違により、測定属性を区分している。5つの要素とは、次のとおりである（SFAC7, para. 23）。

「a. 将来キャッシュ・フローの見積り、または、異なる時点における一連の将来キャッシュ・フローの見積り

b. 将来キャッシュ・フローの金額または時期の予想される変動に関する予測

c. リスクフリー利率によって表される貨幣の時間価値

d. 当該資産または当該負債に固有の不確実性に対処するための対価

e. 流動性および市場の不完全性をはじめとする識別不可能な要素」

また、5つの要素を取り入れる程度の差により、4つの分類を行っている。SFAC7による分類は次のとおりである（SFAC7, para. 24）。

「a. 公正価値は、市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）、または売却（または弁済）を行う場合の金額であり、その価額決定にあたっては見積りおよび予測を用いるため、5つの要素のすべてを包括している。

b. 使用価値および実体固有の測定値は、資産または負債の価値を特定の実体ごとに把握しようとするものである。実体固有の測定は、5つの要素すべてを把握すれば可能である。しかし、この測定には、市場参加者による仮定の代わりに実体自身による仮定が用いられる。例えば、ある資産について固有の測定によって計算している実体は、その資産の使用に関して、市場参加者が想定する使用よりも、むしろその実体自身による予測を用いることになる。

c. 実効弁済測定値は、かりに約定利率により投資するならば、特定の負債に要するキャッシュ・アウトフローに対応する将来キャッシュ・インフローをもたらす資産の現在の価額を表す。現行の会計基準と同様に、実効弁済測定値から除外されている要素は、市場参加者が将来キャッシュ・フローの不確実性に対処するために必要とする価格構成要素および実体の信用状況に属するか価格構成要素である。

d. 原価累計測定値または原価見越測定値は、実体の予測期間において資産の取得または負債の弁済のために生じると実体が予想する費用を把握しようとするものである。当該測定においては、公正価値の見積りに含まれるいくつかの仮定が除外されている。」

SFAS143では、公正価値を現在価値法による測定であるとし、企業が自身の弁済方法を測定の考慮に入れること、負債を負う期間にわたり企業が負うとされるコストを測定の考慮に入れる方法を代替案として認めてはいない（SFAS143, para. B38, para. B39）。これは、「負債の価値は、（企業が異なる信用度を有しない限り）企業がその負債をどのように弁済するかという意図を問わずに、同一であり、内部資源

を使用して負債を弁済する際における企業の相対的効率性は、その弁済過程で反映されるべき」(SFAS143, para. B40) という記述からも明らかであるように、市場取引による測定および比較可能性を考えているといえる。しかしながら、市場が観察出来ない場合、つまり、自己の見積りを使用せざるを得ない場合においては、それを用いた測定を認めており、資産除去債務の計上が行われる。

他方、企業会計基準第18号では、市場の評価を反映した金額という考え方による場合、「市場価格を観察することができれば、それに基づく価額を時価として用いることが考えられるが、通常、その市場価格を観察することはできないため、市場があるものと仮定して、そこで織り込まれるであろう要因を割引前将来キャッシュ・フローの見積りに反映するという考え方によることになる」(企業会計基準第18号、第37項)。一方、自己の支出見積りによる場合には、原状回復における過去の実績や、有害物質等に汚染された有形固定資産の処理作業の標準的な料金の見積りなどを基礎とすることになり、自己の信用リスクは将来キャッシュ・フローの見積りには影響を与えないものと考えられる。

したがって、SFAS143では、公正価値と自己の見積りを用いる使用価値を区分しているが、「公正価値測定は、1つの測定属性として存在するわけではなく、ある前提の下で売り手と買い手が相互に納得し得る測定値すなわち評価額をいう³⁾」と考えると、一測定属性として使用価値と区分されることの説明は困難であるといえる。そのため、SFAS143では、一方では代替案として使用価値や原価累計測定法のように自己の見積りを排除したかのような説明をしているが、一方で企業の使用価値を認める結果となっている。

3) 北村敬子「公正価値の意義とその展開」、北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、2014年、11ページ。

これに対して、企業会計基準第18号では、市場取引を考慮した市場価格での当初認識を要求しているが、市場取引の存在が観察できない場合は使用価値を用いることが可能となっている。したがって、企業会計基準第18号においては、資産除去債務という負債については、信用度が等しい企業同士であっても、それぞれの企業の弁済の方法による相違を測定値に含めることを意図しているといえる。

(2) 割引率の相違についての検討

SFAS143では、信用調整済リスクフリーレートを将来キャッシュ・フローの割引率に用いる現在価値が最善の見積りとなる。これは、将来の支出を、当初認識時点における自社の信用リスクを反映した割引率を将来キャッシュ・フローの現在価値の算定に用いるということであるので、信用リスクを反映させた現在価値を負債の時価として考えているといえる。信用リスクとは債務者が、債務を履行できなくなるリスクのことであり、デフォルトリスク(債務不履行の危険性)と言われる。資産除去債務において信用リスクを考慮することは、将来債務不履行に陥る可能性を割引率に組み込むことであるといえる。

企業会計基準第18号においては、割引前の将来キャッシュ・フローとして、自己の信用リスクの影響が含まれていない支出見積額を用いる場合、無リスクの割引率を用いるか、信用リスクを反映させた割引率を用いるかという点については、割引前の将来キャッシュ・フローに信用リスクによる加算が含まれていない以上、割引率も無リスクの割引率とすることが整合的であると記載されている(企業会計基準第18号、第40項)。この考え方は、①退職給付債務の算定においても無リスクの割引率が使用されていること、②同一の内容の債務について信用リスクの高い企業の方が高い割引率を用いることにより負債計上額が少なくなるという結果は、財政状態を適切に示さないと考えられるこ

と、③資産除去債務の性格上、自らの不履行の可能性を前提とする会計処理は、適当ではないこと、などの観点から支持されている⁴⁾。

割引率の相違から、各基準の考え方を指摘すると、SFAS143では、割引率に将来債務不履行に陥る可能性を考慮しているため、各企業における支払能力を反映しているといえる。一方、企業会計基準第18号は、信用リスクを割引率の算定時においては考慮していないため、資産除去債務という義務⁵⁾を負った時点で、将来の支払いが必ず行われると考えているといえる。

(3) 小 結

資産除去債務の測定について、当初認識時における測定に焦点を当て、米国と日本の基準における資産除去債務の測定について検討した。

まず、(1)自己の支出見積りの検討であるが、SFAS143が公正価値を用いた負債の価値は、(企業が異なる信用度を有しない限り)企業がその負債をどのように弁済するかという意図を問わずに、同一であるとしているが、市場がない場合には、企業の見積りを用いた測定が認められている。企業会計基準第18号においては、信用度が等しい企業同士であっても、それぞれの企業の弁済の方法を測定値に含めることを意

図しているといえる。

次に、(2)割引率の相違についての検討では、当初認識時点において行われる割引計算に使用される割引率の相違から、資産除去債務に対する考え方の相違を明らかにしている。債務の信用リスクをデフォルトリスクと解した場合、SFAS143では、各企業の将来の債務不履行のリスクを資産除去債務の測定に反映させることとなっている。このことは、各企業における支払能力を重視しているといえる。他方、企業会計基準第18号においては、無リスクの信用リスクを用いることが求められており、このことは、資産除去債務という義務を負った時点において、将来の支払いが必ず行われると考えているといえる。

したがって、資産除去債務の当初認識時点における測定の考え方をまとめると、SFAS143では、市場における取引を想定し、見積りにおいて企業の弁済方法を考慮に入れずとし、信用リスクに負債の弁済の不確実性が含まれており、信用度が同じ企業では同じ負債の測定が行われるという考え方を採っている。しかしながら、当初認識時の測定においては、自己の見積りも市場が存在しない場合は用いることが可能であり、測定属性としての公正価値と使用価値が明確に区分されることなく、公正価値として用いられているとしている。一方、企業会計基準第18号では、市場が観察できない場合において、各企業の弁済方法を考慮に入れた見積りを想定しており、弁済についてはどの企業も一律に行われると考えているといえる。

4. 割引現在価値における2つの測定方法の検討

(1) 割引現在価値の2つの測定方法の概要

毎期末の負債の測定方法には、FASBのSFAC7によると2つの測定方法があることが示されている。すなわち、フレッシュ・スタート法と利息法による配分である。

フレッシュ・スタート法は、当初認識時における会計測定と同じであり、その目的は公正価

4) 一方、信用リスクを反映させた割引率を用いるべきであるという意見は、割引前の将来キャッシュ・フローの見積りに自己の信用リスクの影響を反映させている場合には整合的であるという理由による。資産除去債務の計上額の算定において信用リスクを反映させた割引率を用いると、前述した②や③の問題を上回るような利点があるかが疑問であり、資産除去債務は有利子負債やそれに準ずるものと考えられるリース債務と異なり、明示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務である点から、日本基準においては割引率を無リスクの割引率とする考え方が採られている。

5) 資産除去債務とは、Asset Retirement Obligationsの定訳である。しかしながら、通常の債権債務取引とは異なり、債権債務の関係が確定していない。そのため、資産除去債務を義務として捉えており、当該表現となっている。

値を見積ることであるとされる。現在価値は、仮に市場価格が存在するのであれば、「市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に把握しようとするものである」(SFAC7, para. 25)。このような背景は、市場には、情報を価格に変換する機能があることを論拠としている。したがって、市場の価格決定構造を通じて、「相違するものは相違するものとして、同一のものは同一のものとしての価格決定が行われること」(SFAC7, para. 26)を意味している。フレッシュ・スタート法における現在価値では、当初認識に現在価値を用いて測定を行う場合と同様に、当初認識後以降の次期末においても、当初認識と同様に公正価値を見積ることとなる。したがって、フレッシュ・スタート法は、「(a) 資産の物理的消費額、負債の減少額、(b) 見積額の変動、(c) 価格変動がもたらす保有利得および保有損失、などの変動を生み出す要因のすべてを把握する測定方法」(SFAC7, para. 90)といえる。

他方、利息法による配分では、その目的は、「資産および負債の価値、有用性又は実質における変動を継続して報告することにある」(SFAC7, para. 91)。財務報告基準概念書第6号「財務諸表の構成要素 (Elements of Financial Statements)」(以下、SFAC6)においても会計的配分の利用に関しての記述があり、そこでは、「費用配分の目的は、その他の費用認識の目的——ある実体に影響を与える取引その他の事象および環境要因の結果として資産の消費を反映すること——と同じであるにもかかわらず、因果関係が一般的には識別されるが特定の関係としては識別されない場合には、配分が適用」(SFAC6, para. 149)される。したがって、当該配分は、資産または負債の変動を観察可能な現実世界の事象に関連付けようとするものであり、フレッシュ・スタート法とは対照的に、消費額または減少額のみを表現するように設計されたアプローチであるといえる⁶⁾。

FASBは、次の特徴のうち一つ又は複数のも

のが該当する資産または負債に適用される場合には、他の方法よりも利息法が目的に適合していると考えている (SFAC7, para. 93)。

「a. 資産または負債を生じさせる取引が、通常、借入または貸付であるとみなされること

b. 類似する資産または負債に関する期間配分において利息法が用いられていること

c. ある一組の将来の見積キャッシュ・フローがその資産または負債と密接に関連していること

d. 当初認識時における測定が現在価値に基づいていること」

一般的に、ほとんどの場合、利息法は契約上のキャッシュ・フローに基づき、そのキャッシュ・フローの全期間にわたって恒常の実効利子率を適用することを前提としている。すなわち、利息法は、「期待キャッシュ・フローではなく、約束されたキャッシュ・フローを用いて、また、約束されたキャッシュ・フローの現在価値が資産または負債の当初認識額に等しくなる単一の利子率に基づいたもの」(SFAC7, para. 95)に適用される測定方法といえる。

したがって、市場価格が明確な場合にはフレッシュ・スタート法を用いるべきであり、市場価格が明確でない場合においては、割戻し計算に加え将来支出見積りの修正を行うことが測定方法としては望ましいといえる。

(2) 割引現在価値の2つの測定方法における理論的背景

割引現在価値について、SFAC7の作成者の一人であるFosterはUptonと共同で、SFAC7に関連して一連のUnderstanding the Issues

6) 利息法による配分では、フレッシュ・スタート法において把握可能とされる3要素のうち、(b) 見積額の変動、(c) 価格変動がもたらす保有利得および保有損失、要素については、見積額の変動については認識されることもあるが、保有利得および保有損失については一般的に配分システムから除外されている。

を公表している。そこでは、1971年の会計原則審議会意見書（Accounting Principles Board Opinions: APB Opinion）第21号、「受取利息および支払利息（Interest on Receivables and Payables）」（以下APBO21）において記載されている考え方がSFAC7の前身となっていることを明らかにしている⁷⁾。APBO21では、手形において現在の価値が反映されていないのであれば、受け手にとって、その原価や取引価額を誤らせる恐れがあるとし、当該利息について割引現在価値を用いて、手形の価値を示すという目的の下で公表されている。APBO21において、その適用範囲は、「確定日または確定可能な日において、金額が固定された、金銭を受け取る契約上の権利または金銭を支払う契約上の義務が存在する場合に適用する」（APBO21, para. 2）となっている。重要なことは、1971年の時点において、割引現在価値は、固定された金額と時期が存在しているものに適用するとした事実である。このことは、SFAC7において検討された、利息法による配分と軌を一にする考え方であるといえる。Foster=Uptonは、このAPBO21の公表により、多くの会計士が現在価値による算定において、上記の適用要件を用いたと述べており、このことが、現在価値を他の項目での使用を妨げ、多くの測定、特に負債の測定において、時間価値の影響が無視されたことを指摘している⁸⁾。

Foster=Uptonは、将来のキャッシュ・フローの割引かない測定が、資産の経済価値あるいは負債の経済価値を表さないと論じており、財務報告の目的から批判を行っている。財務報告の目的を、「投資家および債権者が、事業に関連した、時期や金額、不確実性のある将来のキャッシュ・フローの純額を算定すること

を助けることである⁹⁾とした場合、将来キャッシュ・フローの割引かずに測定対象の経済価値を表さないことは、財務報告の目的に反するという批判を行っているのである。

資産あるいは負債において、「量、タイミング、不確実性」の前述した目的に適合した情報を伝える唯一の方法として、その測定に3つの要素のすべてを取り入れることを主張しており、当該測定方法として割引計算による測定を要求している。結果として、現在価値による測定が見積りの問題を解消し、価値の評価を可能にするとしている。

したがって、SFAC7は、資産および負債の経済的な価値の把握を念頭に、それまでのAPBO21では取り扱われなかった項目に対しても現在価値の対象を拡張しているといえる。その結果、SFAC7では、フレッシュ・スタート法の測定による公正価値と、利息法の測定による公正価値とを異なる測定方法として整理している。

5. 資産除去債務の測定における割引現在価値の意義

資産除去債務が割引現在価値により当初認識され負債として財務諸表に計上されると、その後の負債評価について測定方法の問題が生じることとなる。フレッシュ・スタート法と利息法による配分では適用できる項目が異なるからである。当初認識後の測定について、SFAS143、企業会計基準第18号とも時の経過による資産除去債務の調整額として、期首現在の負債の帳簿価額に負債計上時の割引率を乗じて算定し、発生時の費用として処理する。加えて、見積りの変更があった場合には、見積りの修正が行われることとなっている。

時の経過による資産除去債務の調整額として、期首現在の負債の帳簿価額に負債計上時の割引率を乗じて算定し、費用として処理する方法と

7) Foster, John M. and Wayne S. Upton, "Expected Cash Flows," *Understanding the Issues*, Volume 1, Series 1, May 2001, p. 1.

8) *Ibid.*, p. 1.

9) *Ibid.*, p. 2.

は、利息法による計算であり、基準が主張する資産除去債務のある時点における市場取引での価格を把握するという目的には沿わないと考えられる。そのため、フレッシュ・スタート法による測定と利息法による配分では、同じ割引現在価値による測定を行っていたとしても、前述のとおりその意義は大きく異なる。当該測定方法により経済的価値を把握するものは満期保有目的の有価証券等、償却原価法を用いて計上される項目であり、資産除去債務について適用可能か否かについては検討を加える必要がある。

利息法を採用した要因として、フレッシュ・スタート法による測定では毎期末において、公正価値を測定するため毎期の費用計上額が不安定であることが挙げられている。利息法による配分では、毎期末に計上される費用は時の経過に伴う利息部分だけであるため、その点で安定的な費用計上が達成される。しかしながら、資産除去債務の負債計上目的として負債の公正価値の把握を挙げている。当初認識時点では公正価値による測定を要求しているが、その後の測定においては利息法による配分を求めており、この点について高寺貞男教授は、「歴史的原価(配分)会計から公正価値(新出発)会計へのシステム転換には、常に利益の安定性を求める原状回復する復元力が働くので、その過程が極度に (to the high (筆者修正) degree) 展開することなく途中で頓挫する」¹⁰⁾とし、資産除去債務会計の測定における問題点を指摘している。また、角ヶ谷典幸教授も、利息法による測定は配分思考(原価評価)を表すものとして、価値思考(時価評価)と対立する概念として測定方法の整理を行っている¹¹⁾。

したがって、前述したフレッシュ・スタート法と利息方法との関係から、当初認識が市場価

格という意味での「公正価値」であるのに対して、その後は市場価格が観察されるにもかかわらず、現在価値という意味での「公正価値」を用いて利息法を採用しているならば、異なる測定方法であるといえる。そのため、資産除去債務会計では、公正価値に属する価値思考の測定と、その後の配分思考の測定について、資産除去債務の考え方から検討を行う。

SFAS143では、市場における取引を想定し、見積りにおいて企業の弁済方法を考慮に入れず、信用リスクに負債の弁済の不確実性が含まれており、信用度が同じ企業では同じ負債の測定が行われるという考え方を採っている。しかしながら、当初認識時の測定においては、自己の見積りであっても市場が存在しない場合は用いることが可能であり、測定属性としての公正価値と使用価値が明確に区分されることなく、公正価値が用いられるとしている。すなわち、SFAS143では、実務的な対応により利息法を採用しているとしているが、この点についてはSFAC7における公正価値と使用価値の概念整理の不明瞭さに起因する問題に対応するためではないかと考えられる。また、実質的には、支出額の見積りおよび割引率において企業固有のリスクを考慮して算定を行うこととなり、割引率についてはSFAS143で主張される資産除去債務の考え方に沿わない測定方法が採用されており、当該関係において関連性がないことが指摘できる。

次に、企業会計基準第18号であるが、市場が観察できない場合、各企業の弁済を考慮に入れた負債の測定を想定しているが、弁済については、どの企業も一律に行われると考えているといえる。この考え方に従えば、市場価格としての公正価値を想定しておらず、将来の弁済方法を考慮にいれた見積りを用いる点、かつ、将来の支出が起きることが確実であることを割引率において考慮している点で、資産除去債務の考え方と測定から導かれる資産除去債務の考え方との間に関連性を有しているといえる。

10) 高寺貞男「公正価値会計への中途半端な転換」『大阪経大論集』第54巻第4号、2003年、204頁。

11) 角ヶ谷典幸『割引現在価値会計論』森山書店、2009年、225頁。

6. 結論

本稿では、資産除去債務の測定において、日米の基準間の異同点を明らかにするとともに資産除去債務の考え方の相違を明らかにしてきた。加えて、資産除去債務で2つの測定方法が混合されて用いられているかの検討をするとともに、各基準における資産除去債務の考え方と測定方法の間における関連性を検討した。

まず、資産除去債務は、将来の行為が確定していることを要件とし、将来の支出について限定的に扱うことで、有形固定資産の取得時点において負債として計上されていることに焦点を当て、(1) 自己の支出見積りの取扱い、(2) 将来のキャッシュ・フローの割引率に信用リスクを調整するか、の2つの測定の要素の検討を行った。SFAS143では、市場における取引を想定し、見積りにおいては弁済の方法を考慮に入れないが、信用リスクを割引率に含んでおり、実質的には、使用価値による測定を認めているにもかかわらず、公正価値との区分を行い、市場の有無を規準としている点を問題点であるとした。一方、企業会計基準第18号は、市場が観察できない場合においては、各企業の弁済を考慮に入れた負債の測定を想定しているが、弁済については、どの企業も一律に行われると考えているとした。

次に、割引現在価値の算定において2つの測定方法の概要を整理した。フレッシュ・スタート法による測定から導かれる現在価値と利息法による配分から導かれた現在価値の理論的背景を、SFAC7およびその作成者の一人である、Fosterとその共同研究者のUptonの文献から明らかにしている。APBO21の利息法による測定が、利息法による配分とその目的について、軌を一にしており、適用項目は限定されている。それに対して、フレッシュ・スタート法による測定は、その限定的な適用項目を拡大して、利息法を用いることができない項目に現在価値による測定を可能にする測定方法であると

いえる。

以上の検討から、SFAS143では、市場の存在により企業の見積りを用いる測定属性を否定しているため、当初認識時にはフレッシュ・スタート法を、その後の認識には利息法による配分を用いていることは、実務的な対応ではなく、SFAC7の概念とは異なる公正価値概念が用いられていることに起因しているとした。また、資産除去債務は将来の行為が確定していることを要件とし、将来の支出について限定的に扱うことで、有形固定資産の取得時点において負債として認識することとしているにもかかわらず、割引率については、この考え方を否定するような割引率の算定を要求しており、資産除去債務の考え方と測定から導かれる資産除去債務の考え方との間に関連性がないといえる。

対して、企業会計基準第18号では、負債の弁済の方法を考慮に入れるため、市場価格としての公正価値を想定しているわけではなく、将来の弁済方法を考慮に入れた見積りを用いる点、かつ、将来の支出が起きることが確実であることを割引率において考慮している点で、資産除去債務の考え方と測定から導かれる資産除去債務の考え方との間に関連性を有しているといえる。

したがって、各基準における当初認識時点の測定、その後の測定は、資産除去債務の考え方に焦点を当て比較すると両者は全く別物であるといえ、企業会計基準第18号の方がSFAS143よりも当初認識時の測定とその後の測定との関連性を保持しているといえる。

参考文献

- AICPA, Accounting Principles Board Opinions No. 21 *Interest on Receivables and Payables*, August 1971.
- Alexander, Eric R. and Ronald R. Hiner, "Accounting for Asset Retirement Obligation," *Journal of Accountancy*, Vol. 192 No. 6, December 2001, pp. 49-56.

- Eugene, G. Chewning Jr. and Anita McKie, "Accounting for Asset Retirement Obligations," *The CPA Journal*, Vol. 72 No. 5, May 2000, pp. 56-58.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*, December 1985. (平松一夫, 広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2004年.)
- FASB, Exposure Draft, *Accounting for Certain Liabilities Related to Closure or Removal of Long-Lived Assets*, April 1996.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000. (平松一夫, 広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2004年.)
- FASB, Statement of Financial Accounting Standard No. 143, *Accounting for Asset Retirement Obligations*, June 2001.
- Foster, John M. and Wayne S. Upton, "Expected Cash Flows," *Understanding the Issues*, Vol. 1, Series1, May 2001.
- King, Alfred M., *Fair Value for Financial Reporting*, John Wiley & Sons, 2006.
- Mazza, Cheri R., "SFAS 143 on Asset Retirement Obligations," *The CPA Journal*, Vol. 73 No.1, January 2003, pp. 54-55.
- Schroeder, Richard, Suzanne Sevin, and Kathryn Yarbrough, "Reporting Effects of SFAS 143 on Nuclear Decommissioning Costs," *International Advances in Economic Research*, Vol. 11 No. 2, May 2005, pp. 449-458.
- Warfield, T. D., John Gribbie, Mark H. Lang, Charles M. C. Lee, Thomas J. Linsmeier, Stephen H. Penman, D. Shores, John H. Smith and Ray G. Stephens, "Proposed Statement of Financial Accounting Standards-Accounting for Certain Liabilities Related to Closure or Removal of Long-Lived Assets," *Accounting Horizons*, Vol. 10 No. 4, December 1996, pp. 137-142.
- 川村義則「負債の測定と現在価値計算について」『税経通信』第55巻第10号, 2000年8月, 211-218頁.
- 企業会計基準委員会, 「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」2007年5月.
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」2008年3月.
- 北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社, 2014年.
- 佐藤信彦「会計測定における割引現在価値—SFAC7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を中心に」『経済集志』第70巻第2号, 2000年7月, 229-247頁.
- 佐藤信彦「資産除去債務の会計を巡る諸問題」『企業会計』第59巻9号, 2007年9月, 25-35頁.
- 高寺貞男「公正価値会計への中途半端な転換」『大阪経大論集』第54巻第4号, 2003年11月, 203-213頁.
- 角ヶ谷典幸『割引現在価値会計論』森山書店, 2009年.
- 徳田行延「混合属性測定モデルと現在価値測定: SFAC7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を中心として」『立教経済学研究』第55巻2号, 2001年10月, 103-118頁.

[い く し ま か ず き 横 浜 国 立 大 学 大 学 院 国 際 社 会 科 学 研 究 科 博 士 課 程 後 期]